

2016年6月22日

各 位

会社名	株式会社東京スター銀行
代表者名	代表執行役頭取 CEO 入江 優
問合せ先	広報室 TEL. 03 - 3586 - 3111(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日付第15期定時株主総会決議に基づいて、下記のとおり当行定款を一部変更いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が拡大されたことに伴い、社外取締役に限らず、業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款を一部変更するものであります。

なお、当該定款第24条第2項の変更については、各監査委員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 定款変更の効力発生日

定款変更の効力発生日は、2016年6月22日です。

以 上

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>第 24 条 (取締役の責任免除)</p> <p>当銀行は、取締役会の決議をもって、会社法第 4 2 3 条第 1 項による取締役 (取締役であった者を含む) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当銀行は、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 4 2 3 条第 1 項による損害賠償責任について、同法第 4 2 5 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>第 24 条 (取締役の責任免除)</p> <p>当銀行は、取締役会の決議をもって、会社法第 4 2 3 条第 1 項による取締役 (取締役であった者を含む) の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当銀行は、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、会社法第 4 2 3 条第 1 項による損害賠償責任について、同法第 4 2 5 条第 1 項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>

以 上